

別表 2

診 療 日 の 設 定 方 法

小児救急医療支援事業参加病院

診療日は、原則として診療時間が次の表に定める区分欄ごとにそれぞれ1日とする。

区 分		対象時間及び最低診療時間
休 日	休日A 休日B	午前8時から午後6時まで診療を行うもの
	休日C	午前8時から午後1時まで診療を行うもの又は午後1時から午後6時まで診療を行うもの
夜 間		午後6時から翌日午前8時まで診療を行うもの

(注) 休日の取扱い

1 休日A

日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める祝日及び休日並びに年末年始の日（12月29日から1月3日まで）

2 休日B、休日C

週休二日制に伴う土曜日又はその振替日

なお、週休二日制に伴う土曜日又はその振替日として取扱えるのは、事業主体である地方公共団体が小児救急医療支援事業実施地区において60パーセント以上の病院が閉院方式で週休二日制を実施している場合で、小児救急医療支援事業を実施した場合とする。

ただし、診療日数として設定できるのは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める祝日及び休日並びに年末年始の日（12月29日から1月3日）を除く月曜日から土曜日の間に1日のみとする。